

入札監理小委員会
第500回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第500回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年5月11日(金)14:20～15:50

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

- 行政情報システムの運用管理業務（農林水産省）
- 事務用電子計算機システム運用維持管理業務（独立行政法人国立青少年教育振興機構）
- 空港有害鳥類防除業務（熊本、宮崎、鹿児島、那覇空港）（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、早津専門委員、大山専門委員

（農林水産省）

大臣官房 広報評価課 情報管理室 安藤室長、吉田課長補佐、池田係長

（独立行政法人国立青少年教育振興機構）

総務企画課 下田課長、中村係員

財務課 山川課長補佐

（国土交通省）

航空局 交通管制部 運用課 工藤課長、荒上運用調整官、井野係長、足利係長

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○石堂主査 それでは、ただいまから第500回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、農林水産省の行政情報システムの運用管理業務の事業評価（案）、2番目に独立行政法人国立青少年教育振興機構の事務用電子計算機システム運用維持管理業務の事業評価（案）、さらに3番目として国土交通省の空港有害鳥類防除業務（熊本、宮崎、鹿児島、那覇空港）の事業評価（案）の審議を行います。

最初に、農林水産省の行政情報システムの運用管理業務の事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、農林水産省大臣官房広報評価課情報管理室安藤室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○安藤室長 ただいまご紹介いただきました農林水産省情報管理室長の安藤でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日ご審議いただきます農林水産省行政情報システムでございますが、いわゆるLANシステムとして、農林水産省の職員がパソコンで行うメールの送受信とか、掲示板の掲載・閲覧、ファイルの共有など、日常業務に必要な機能を提供するシステムでございます。その運用管理業務につきまして、平成25年4月から平成27年12月までの業務から、この民間競争入札により実施しているところでございます。今回の業務は、平成28年1月から平成31年3月までの第2期目の業務として実施しているものでございます。第2期目の業務に当たりまして、平成25年6月に政府決定されました世界最先端IT国家創造宣言及び同年12月に策定されました政府情報システム改革ロードマップに基づきまして、各府省のLANを原則一つに集約するという方針が出まして、その方針に沿いまして、18ございました省内のLANシステムを平成28年1月と平成31年3月の2回に分けて集約していくということとした経緯がございます。

LANシステムの集約に当たりましては、情報セキュリティ対策の強化や業務継続への適切な対応などに主眼を置きながら、ITの進化に伴いますサービスや利便性の向上を目指しつつ、多くの業者が入札参加可能となる調達方法を検討いたしまして、その結果、関係する調達を大きく4つに区分してやってきました。1つは機器の賃貸借と保守業務のいわゆるハード系のもの、2つ目としてネットワーク・統合ネットワークのサービスの提供、3つ目は全体を通じた運用管理、4つ目として工程管理としておりまして、今回の実施状況の評価についてご審議いただきますのは、その3つ目に申しましたシステム全体

の運用管理業務でございます。

詳細につきましては、担当の吉田補佐から説明させていただきます。

○吉田課長補佐 広報評価課情報管理室課長補佐の吉田といいます。どうかよろしくお願
いいたします。

それでは、お手元でございます資料1と書かれております民間競争入札実施状況、農林
水産省行政情報システムの運用管理業務の実施状況についてご確認いただき、項番1から
6の項に沿ってご説明させていただきます。

まず1の事業概要でございますが、市場化テストの第2期となっております本事業につ
きましては、先ほど安藤のほうから説明させていただきましたとおり、18ほどあった省
内LANシステムを平成28年1月と平成31年3月の2回に分けて統合していくという
形の中で、いわゆる1次統合拠点と呼んでおりますが、1回目の統合に係る運用管理業務
を対象としております。

別添の資料A-2、カラー刷りの横版が準備されているかと思えます。これの青丸で囲
った下に四角が2つございますが、これの左側の拠点が平成28年1月に行いました1次
統合拠点の各拠点でございます。右側の平成30年度の統合拠点につきましては、次期の
統合拠点になりますので、次回での調達の中に入っていくものとなっております。

資料1にお戻りいただきまして、資料1の(1)の(ア)から(チ)にあります17の
業務内容につきましては、別紙、資料A-2のほうで、先ほどの資料ですが、その概要図
の青い円内のところ、農林水産省統合ネットワーク及び左右の四角い枠の中にご
ざいます農林水産省本省庁舎内、監視センター等で行う管理業務を行うことを担って
ございます。

大変申しわけございませんが、資料1に戻っていただき、次ページの(2)から(5)
に記載のあります総合評価方式で入札を行った結果、第2期につきましては、1者
応札となりましたが、事業開始から平成29年12月31日までの期間を今回評価して
おります。

次に、2番目の確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価でございます。本業
務は、効率化及び品質向上並びに円滑化を図るために、SLAを締結し、サービスの
質を確保しております。

表をごらんいただきたいと思いますが、アからエの項に関して評価を行った結果、サ
ービスの質は確保されていることを確認しております。具体的には、サービスデスク
及びヘルプデスクでの対応状況や、イに記載しております主要サービスごとの稼働
状況を運用管理事業者と我々農水省側で相互確認及び日々密に稼働状況の連絡等
を行うことを基本に

し、その結果を月ごとにまとめ、月次報告会を実施し、月ごとの対応状況や課題及び年間等の月ごとの予定作業の準備や進捗状況を相互に確認しております。さらに、年間実績を取りまとめ、年次報告会を実施し、前年度内の課題を整理し、対応漏れがないよう確実に引き継ぐことでサービスレベルの向上に努めております。

運用管理業務におきましては、これらサービス提供側の努力はもちろんでございますが、サービスを利用する側の利便性の向上が図られることが肝要であるということから、ユーザー側の認識調査として、年に1回、省内職員に対してサービスデスク及びヘルプデスク満足度調査を行っております。

今期の業務においては、平成28年度、平成29年度の2回、調査を実施しております。2回とも基準スコアである75点を上回る結果となっております。しかしながら、平成28年度と平成29年度の点数を見比べてみますと、大きく違いが出てきております。これは、本業務の当初、新たなサービス運用の開始とあわせ、省内LANシステムの1次統合により、サービスの対象職員が増加したことに伴い、職員もふなれなため、問い合わせ件数が特に4月、10月に多くヘルプデスクへ寄せられ、電話がつながりにくかったことに加えまして運用管理事業者もふなれな点もあったことから、問い合わせに対する回答に時間を要したというところで、平成28年度の結果は平均で基準値をわずかに上回る76点となったと分析しております。

この結果を受けまして、運用管理事業者におきましては、後ほどご説明いたしますが、項目4の中にも記載しております繁忙期や早朝の対応を見直して、改善提案による積極的な改善を行ったことにより、平成29年度の調査結果では平均を大きく上回る86点にアップしたと考えてございます。

続きまして、3の実施経費の状況及び評価について説明させていただきます。まず(1)の実施経費ですが、今回の運用管理業務の開始時期の平成28年1月から30年3月までの27か月で約5億8,000万円となっております。これを12か月の1年分に費用換算いたしますと、年間約2億6,000万円となります。

次ページに進んでいただきまして、(2)経費節減効果になりますが、前回の平成25年4月から27年12月までの33か月を1年分の経費に換算した経費は約1億5,000万円となります。この1年間の経費同士を比較した結果、節減額は約マイナス1億1,000万円、節減率はマイナス16.7%となっております。実質経費で比較した場合、1次統合拠点の運用管理業務が対象となった今回と、本省のみの運用管理業務を対象としていた

前回とを比較することになりますので、規模感が大きく違います。このことから、削減率はマイナスになったものと思っております。

次に、(3)の評価において詳細を書いておりますが、今回の実質経費が増加した要因としては、当省LANシステムの1次統合によりユーザー数が5,500から1万3,000と倍以上になったこと、昨今の中央省庁のセキュリティ事案発生状況等に鑑み情報セキュリティ対策に係る機能を強化したことと、運用管理要件の追加による業務量の増加、セキュリティに係る機能を強化したことによるユーザーの増加による問い合わせに対応するためのヘルプデスク専用回線の増設を要件とした費用の増加等が考えられます。

これらの理由から実施費用が増加しているため、経費削減には至っておりませんが、(ア)及び(イ)を御覧いただきたいと思いますが、今回及び前回の経費を1ユーザー当たり1年間で換算しますと、今回は1ユーザー2万円程度の経費でございます。前回より約8,000円ほど削減されているということから、LANシステムの統合による効果は見られたものと思っております。

続きまして、4の請負事業者からの改善提案による改善実施事項等でございます。(1)の利便性の向上、(2)のセキュリティ対策の強化、(3)の運用の効率化と大きく3つの観点で改善を運用管理事業者において実施しております。

まず(1)の利便性の向上ですが、(ア)から(エ)に記載しておりますが、運用管理業務の開始時期に行ったシステム更改に伴い、発生が予想される不具合や職員からの問い合わせに対応するため、ヘルプデスク及びサービスデスクの人員を増加して、他事業者との取りまとめを行うなど、事業者が主体となって取り組んだことにより、システム更改直後にあった課題を約半年でゼロ件としたことをはじめ、4月・10月の繁忙期の対応、職員の問い合わせの多い朝の時間帯への適切に対応するための体制の見直し、職員の端末利用形態の多様化に対応して、運用管理上発生した新たな追加要件への対応を行ってまいりました。

(2)のセキュリティ対策の強化では、セキュリティ支援要因とサービスデスクの連携を密に図れるよう人員配置を同じスペースとすることで早急な対応が実現するとともに、職員端末の不具合による改修時にはデータの消去に加えましてリカバリーまで行うことで情報漏えいリスクを回避し、高いセキュリティレベルを維持しております。

(3)の運用の効率化では、4月・10月の当省の人事異動期に柔軟に対応する体制を確保し、ユーザー目線に立ったわかりやすくきめ細やかな対応を目指し、業務マニュアル

の見直しや対応詳細の可視化を図り、対応レベルの向上及び均一化を図ったほか、サービスマネージャー及びサービスデスクとヘルプデスクの管理者を増やすことで、新たな要件への追加の的確な対応、対応品質の向上、特に適切な回答や、回答時間の短縮に努めてまいりました。

続きまして、5の全体的な評価になりますが、本事業は、実施期間中において受託事業者が業務改善指示を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等を行った事案はございませんでした。日次、月次等の報告によりシステムの運用状況を確認しておりますが、稼働率は99%以上を確保しており、当初想定した運用が適切に行われていると考えております。

項番2のSLAによるサービスの質の面で行った評価内容にも記載しておりますが、サービスを利用する側の利便性の向上は図られているかの観点から行った利用満足度調査においては、先ほど申し上げましたとおり、最新の平成29年度結果では大きく基準値を上回ったということから、公共サービスの質の維持・向上が確保されているものと評価しております。

実施要項で設定したサービスの質が確保されており、本運用管理業務は、農林水産省における行政業務を確実に実施するため、LANシステムの利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するという目的を達しているものと評価してございます。

最後になりますが、6の今後の事業でございます。本事業につきましては、LANシステムの統合による業務効率化が図られており、実施要項で設定したサービスの質を達成しているなど、総合的に判断すると良好な結果が得られているものと思っております。一方、本業務の入札に当たりましては、競争参加資格をA及びB等級に拡大するほか、統合により規模も大きくなることから、共同事業体による参加を可能として調達を行ったところでございます。結果として1者応札となつてしまい、課題が残っておりますことから、第3期の市場化テストにより民間競争入札を継続して実施したいと考えております。

なお、業者決定後に行った入札説明書取得者へのアンケート結果を分析したところ、1者応札となった主な理由となっております、要員や施設に求める要件が厳しい、契約締結後の準備期間が短いといったご意見に対応したさらなる改善の努力が必要と考えております。

具体的には3つの対応を考えてございますが、まず1つ目に、業務の品質確保に留意しつつ、業務実績・資格要件を緩和もしくは削除していきたい。2つ目に、業務着手準備期

間の十分な確保を行い、3つ目に、仕様書における業務内容の明確化等、民間事業者の参入促進に資するといった工夫が必要と考えております。

大変長くなりましたが、私からは以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料A-1でご説明いたします。「農林水産省行政情報システムの運用管理業務」の評価についてでございます。

I、事業の概要等。これにつきましては、先ほどご説明がありましたので、説明は省略いたしますが、一番最後の項の選定の経緯だけ述べさせていただきます。国の行政情報ネットワークシステムの関連業務について、市場化テストの一斉導入が平成23年度に行われまして、平成23年度の公共サービス改革基本方針において選定された事業であります。

めくっていただきまして、評価でございます。全体の概要といたしましては、市場化テストを継続することが適当であると考えております。

その検討といたしましては、次に書かれております。(1)の評価方法につきましては、平成28年1月1日から平成29年12月31日までの実施状況についてご説明いただいたものに基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行っております。

(2)で対象公共サービスの実施内容に関する評価。これも先ほどご説明いただいております。確保されるべき質の確保状況というのを見ていただきますと、(1)業務内容、(2)行政情報システムの主要サービスの稼働率、(3)サービスデスク及びヘルプデスクの利用満足度調査結果、(4)情報セキュリティ上の重大な事故の防止、これらにつきましてはいずれもサービスの質は確保されていると判断できます。

また、この項で民間事業者からの改善提案につきましては、利便性の向上あるいはセキュリティ対策の強化、運用の効率化、多方面からのいろいろなアプローチがなされているので、こちらも評価できると考えております。

めくっていただきまして、3項、実施経費でございます。実施経費は、従前経費と比較すると規模が大きくなっているということで、単純に総額だけで言いますと増加しているわけでございますけれども、ページ真ん中の箱で見いただけますように、ユーザー数が増えている状況を勘案いたしまして、1ユーザー1年当たりで見ると、従前経費としては約2万8,000円、今期の実施経費としては約2万円ということで、約3割の削減がなさ

れているという状況であります。

評価のまとめといたしましては、競争性については、10者が仕様書を取得したものの1者応札であり、競争性に課題が残ったというところでございます。

業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、目標を達成していると評価できます。

また、民間事業者の改善提案により、利便性の向上や、セキュリティ対策の強化、運用の効率化と多岐にわたり導入が行われ、業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

実施経費につきましても、先ほど申し上げたとおり、削減効果があったということで、次のページの今後の方針ということで、①、入札の状況において、競争性に課題が残った。②、対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標において、目標を達成していた。③、経費において、市場化テスト1期目と比べ、1ユーザー当たりの経費は29%の削減が見られた。④、事業実施期間中に請負事業者が業務改善指示等を受けたことはなく、業務に係る法令違反行為等はなかったというところでございます。

以上のとおり、競争性において課題が残るため、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難であるということで、次の事業においては、さらなるシステムの統合化が計画されて規模も大きくなることから、課題について検討を加えた上で、引き続き市場化テストを継続していくのが適当であると考えます。民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えます。

事務局からは以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○早津専門委員 ご説明、ありがとうございます。ちょっと教えていただきたいのが、ヒアリング状況及び結果の中で、このアンケート結果、要員、施設に求める要件が厳しいというのがあるのですけれども、この要員に求める要件が厳しいというのは、この上の責任者の資格・実務経験のことを指しているのでしょうか。

○吉田課長補佐 そのとおりでございます。

○早津専門委員 これは、従前が10年だったのを8年にして、イのほうも5年を4年に減らしている。この年数の基準を設けるときに、どういう観点からこの年数を決めたのか

というのと、その年数がこのぐらい、10から8、5から4に下がるというので、大分ここが大きな違いになってくるのかどうかというのがちょっと素人にはわからなかったので、教えていただきたいというのと、あと、施設に求める要件が厳しいということなんですけれども、それは具体的にはどういうことを指しているのか、あとそれに対して何らかの改善がされたのか、教えていただければと思ひまして。

○吉田課長補佐 では、ご回答させていただきます。まず資格要件の緩和につきましては、先ほど委員からございましたとおり、10年から8年とか、要件を緩和したところでございます。これにつきましては、当方において調達を行う前に、コンサル事業者を入れてございます。コンサル事業者において、当省の規模なり、新たに入れられるシステムの要件からいって、どの程度の部分が今だったらこれで大丈夫かどうかを確認いただいております。その中で出てきたところが今回のこの要件であったと。あわせて、これ以上の緩和ができないかどうかにつきましてもご相談したところでありますが、当省のシステムが大きく前回切りかわったということもあって、ある程度の業務経験がないとやれないだろうという判断をいただきまして、当省のCIO補佐官等々にもご相談申し上げて、この年数要件等とさせていただいたところでございます。

それから、2つ目の施設に係る要件でございます。これにつきましては、一番大きなところが監視センターにおける要件と思っております。監視センターにつきましては、当然のことながら、当省のシステムを24時間365日、稼働状況並びに外部からのウイルス等の侵入防止等で見いただく必要がございますので、それなりのセキュリティを確保したものが必要といったところで、これについては緩和が難しいところでございます。

この意見の中にもう一つあったのが、距離、施設の場所ということでございました。要は、最寄りの駅から徒歩で行けるとところというところでございます。そこも緩和してほしいというのが今回の意見で上がっております。これにつきましては、やはり何らかがあった際に駆けつける際には、電車等の公共交通機関ですぐに行ける場所が必要といったところでこういった要件を加えてございます。これにつきましては、今後も、より利便性が高く、なおかつセキュリティの強固な場所でやっていただく必要があろうと思っております。

以上でございます。

○早津専門委員 ありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○大山専門委員 済みません。A-3の裏のところ、今の質問に関係することなんです、最初の平成24年度の一番下のところを見ると、入札不参加に対するというところですが、1年ではと書いてあったのが、その後、平成25年から27年まで3年に延ばしても、結果としては1年がなくなっただけで、理由はほとんど同じになっていると。その次のところに対してもという状況なんです、まず最初にベンチマークはなさっていますか。金額的に、こういう運用監視が割に合わないというのはあまり聞かない、普通は聞かないんですよね。なので、もしこういう状況が起こったりすると、ほかのところと比べて費用的なものあるいは規模に対する、もちろん規模を勘案した上の話ですけれども、それに対して受ける事業者にとってメリットが非常に少ないと言っているわけなので、そうすると金額の問題が出てくるのかなと、1点思われるんです。

もう一つは、構築した事業者について、この監視は構築した事業者が使っているネットワーク系についてはどこになっているか、お調べになられていますか。というのは、そのネットワークまで含めて構築しているとすると、そのネットワークを構築した事業者がみずから持っていれば別ですが、そうでない場合にはどこかのものを使っていて、基本的にはその監視をするところをはるかに有利になるという、コストが下がるようになってくる。その辺も考えられるのですけれども、ちょっとそういう意味で、いま一つ、競争性を上げるのに有効な手を打とうとすると、どこかに原因があるのをはっきりさせないと、次の一手が打てないかなという感じがしないでもない、ちょっとそんなことを今2つほどお聞きしましたが、いかがでしょうか。

○吉田課長補佐 金額の問題につきましては、委員のご指摘も多分に考えられるところと申してございます。当省の行政情報システム構築費用からネットワーク費用、運用管理業務等、あとコンサル業務、こういった経費につきましては、他府省に比べると、1人当たりのユーザー単価で考えると、大分金額が低い予算額になってございます。それはもう間違いのないことでございます。ただ、一概に予算額を倍とか、そういうこともなかなか難しい状況でございますので、当然のことながら、調達仕様書をつくる際には、コンサル事業者にあらかたの仕様書をいただいて、それをもとに参考見積もり等をいただきながら、より予算の枠の中で動けるように、一応仕様はつくっているところでございますが、こういったご指摘を受けるとなると、やはり金額の問題は多分にあるのかなと思っております。

それから、先ほどの監視の部分でございますが、運用管理業務は、監視センターと1つの調達としておりますが、先ほど安藤からありましたように、当省のシステムは4つの調

達で動いています。運用管理業務、LANの構築、ネットワークとコンサル業務で、今期のこの運用管理業務の受注者でありますエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズと統合ネットワークの受注者であります業者、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、同じ事業者が今回たまたまということもありますが、同一でやってございまして、監視センターからの回線、データセンターへの引き込みの線につきましても、同一事業者が準備しておりますし、データセンターも統合ネットワーク事業者が準備するということになっておりましたので、当然のことながらエヌ・ティ・ティが準備してございますので、そういったところについては問題はないのかなと思っておりますが、どうですかね。

○大山専門委員 そうすると、他の事業者が参入するのに比べれば、ベースのコストは違っている可能性があって、したがってほかでは利益は出ないけれども、この今やっているところだと、わずかかかもしれないけれども、まだ何とかかなというので入ってしまうのかもしれませんね。

監視するのはネットワークの中だけなんですね。でも、システムが動いているかどうかも見るとすよね、一応。

○吉田課長補佐 そうです。

○大山専門委員 システム自体のダウンが起こったようなときは、別に見なくてもいいんですか、そこは。見るというのは、それを再立ち上げするとか、そういうことはやらなくていいんですよね。それは入っているのですか、ここには。

○吉田課長補佐 サービスがダウンした場合は……。

○大山専門委員 何か、保守は別と書いてあったんだけども。

○吉田課長補佐 そうです。監視センターのほうからサービスデスクの責任者のほうに連絡が行きますと、サービスデスクのほうでやれる時間帯もしくはやれる作業であればやりますが、基本的には構築事業者、サーバーの保守事業者がおりますので、そちら側での対応となります。

○大山専門委員 そうすると、もうネットワークのところかな。なかなか難しいかもしれませんね、これ以上上げていくのは。

○石堂主査 はい。

○井熊副主査 今までもいろいろなことをやられているのですけれども、なかなか競争性が改善しないと。いろいろなこの理由を聞かれているのですけれども、結局一番大きなのは、この28年から30年のところにある「勝てないと判断した」というところが一番大

きい理由で、ここの理由というのをもっと具体的にしていかないと、お金をかけて見積もりをつくって参加するという形にはならないのかなと。公サ法にしてからの一つの収穫というのは、やはり説明会に参加する事業者が増えているということですから、こういうところのコミュニケーションを正式公募の前に私はとったほうがいいなと思っています。入札制度の中では、非公式な形で説明会みたいなものを行ってコミュニケーションを行うということに関しては特に制限はないので。次に現状の、今の先生方の意見とのやりとりを見ている、なぜ出ないのかということに関して情報収集がまだ足りないなという感じがありまして、それで現状の情報で要項を変えて一発勝負で正式入札に挑むのはちょっと危険だなと。ですので、そこら辺の今の制度内で許された民間事業者とのコミュニケーションをせっかく増えたこの関心事業者とうまくとって、ほんとうの意味でのこの勝てないと思っている理由を把握して、それでそれを改善した上で正式公募に臨んだほうがいいのではないかなと思います。

○吉田課長補佐 ありがとうございます。

○石堂主査 今それぞれ意見が出たのを見ても、結局、質の確保はほぼできているという中で、1者応札をどう克服するかと。それは何が問題点なのかということをしっかり把握して、それに対して有効な手を打てるかどうかということになっていくと思うんですね。いろいろありましたけれども、まさしくみんなこの同じところを見ていたわけですから、「自社の体制に対し業務量が多かった」というのが1項目入っているんです。これはやっぱり規模が大きいという、それで今度もっと規模が大きくなると。先ほどのご説明の中で私はちょっとしっかりと聞き取れなかったんですけど、共同体参加を認めているんですか。

○吉田課長補佐 そうです。はい。

○石堂主査 そうしたら、そういうものをもっとアピールしてやっていくのか。そのときも、ただ足し算でなくて、どういう業者の組み合わせがいいのかということも含めて、発注側がイメージできているかということもあると思うんです。ですから、いずれにしても、この「業務量が多かったから今まで手控えています」という業者に対しては、共同体という形で入ることができるのですよということ。あるいは、もっと大胆に考えると、分割する手は何かないのかとか、もっと入っていきやすいようにするために、その規模のところについて、今度そのボリュームがうんと大きくなるということも含めて考えていく必要があるのではないかなという感じがいたします。

いずれにしても、繰り返しになりますけれども、1者応札になったのはなぜだろうというところ一つ一つについて、具体的にそれに対する有効な手だては何だろうということを考えていただくしかないのかなという感じを持ちましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○吉田課長補佐 わかりました。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本事業評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本日の審議を踏まえ、市場化テストを継続することとして、監理委員会に報告いたしたいと思ひます。

では、本日はどうもありがとうございました。

（農林水産省退室、国立青少年教育振興機構入室）

○石堂主査 続いて、独立行政法人国立青少年教育振興機構の事務用電子計算機システム運用維持管理業務の事業評価（案）について審議を始めたいと思ひます。

最初に、事業の実施状況について、同機構総務企画課下田課長よりご説明をお願ひしたいと思ひます。なお、説明は10分程度でお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○下田課長 改めまして、よろしくお願ひいたします。青少年機構の下田と申します。こちらは山川と中村でございます。よろしくお願ひします。

資料は、資料2というものが行っているかと思ひますので、こちらで事業の概要を説明したいと思ひますが、こちらの表が配られているかと思ひますけれども、こちらの上の大きな四角の部分が調達内容でございます。電算システムの運用維持管理業務ということで、その下の事務システムと業務システムは別調達になっているのですが、一応この電算システムでお願ひするところは、ヘルプデスクというものがあまして、そこが職員だけでなく、そういうほかの業者さんの事務システムとか業務システムとかのやりとりもいろいろあるので、参考的に下のを書いてありますが、一番の調達はこの大きな四角の中のものだという事です。

業務内容とかにつきましては、資料2の1、事業の概要のところを書いてあるとおりでして、契約期間は複数年。これが前回までの調達と大きく変わることですけれども、複数年

年の3年間ということで調達させていただきました。

それからもう一つ、こちらの表がその流れがわかりやすいと思いますので、一番右が今ご説明を差し上げている平成28年度から平成30年度の調達ということです。ここが、例えば入札スケジュールで平成27年度の真ん中のところと比べていただくと、69日確保とか、長くしたり、それをいろいろ工夫したことによって、後でご質問があれば、もう少し詳細にお答えしたいと思いますけれども、これによって3者応札。説明会には6者来られましたが、そのうち予定価格におさまったものもその2者などありまして、最終的にはこれまでと違うところの調達先ということで調達がされております。

資料2を全て説明差し上げようと思うんですが、ちょっと順番を、1番の次は3番の4ページのほうを見ていただきまして、実施経費の状況及び評価の金額の話です。こちらについては、大分節減できたということになっております。お金は安くなったのだけれども、仕事はちゃんとやっているかということについては、ちょっと戻らせていただきまして、2番からの確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価というところで、このようなことができていればサービスが維持できているということをおあらかじめ決めまして、その達成目標についていろいろと検証していった結果、問題なくその業務の遂行ができていないかと、一つ一つ取り上げては説明しませんが、大まかにはそういうことになっております。

次に、また4ページに行きまして、4番のところですが、お金が安く済んだ、またサービスの維持もできたというところで、加えて今度はサービスの向上というところが、民間事業者からの改善提案も踏まえて、また次回以降、工夫した調達ができるのではないかと、そういう利便性の向上みたいな話もいただいているところです。

全体的な評価としましては、もうこちらに書いてあるところですし、今私が申し上げたことが繰り返し書かれているところもありますが、5番の(2)のところ、ヘルプデスク利用者アンケート。実際に調達したものとか、調達先業者だけでなく、利用した職員からその感想などを聴取した結果、これも十分満足できる。アンケートにつきましては、150点ぐらいの中のアンケートでこの割合ですので、非常に問題なく進めることができたのではないかと考えております。

(3)番は、調達先から、大きな4番にありまして、こういう創意工夫もされておりますといったことで、5の(4)としては、以上のように、いろいろなことが達成し

ているものと評価できると考えてございます。

今後の事業でございますが、また6番の(1)については、これまでの復習のような話
が書いてありますので、細かくは触れませんが、6の(2)にありますとおり、市
場化テストをこの時点では終了させていただいて、次期の事業についても、市場化テスト
が終わったからといって、もう同じやり方はしないというわけではなくて、ここで得た知
見を十分に活用しながら、サービスの維持向上及びコストの削減などを引き続き図ってい
きたいと思っております。

取り急ぎ、概要については以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価(案)について、総務省より説明をお願いいたします。なお、
説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、資料のB-1をごらんください。こちらに沿って、こちらの評価(案)
について説明させていただきます。

まずI、事業の概要ですけれども、これは先ほど機構のほうからご説明があったとおり
です。

契約金額については、単年度当たり1,400万円程度で、3者応札で、1者応札から3
者応札へと改善されているということで、あと選定の経緯につきましては、平成23年の
OA案件の一律的な導入から、平成23年度は国だけだったものから、平成24年度に独
法にも対象を拡大したもので、一律に導入されたものです。

IIの評価にまいります。結論としましては、市場化テストを終了することが適当である
と考えられます。この理由につきまして、次の2番の検討のほうにまいります。

(1)の評価方法につきまして、サービスの質の確保や実施経費、それから競争性が改
善されたかどうかという観点から検討しております。

(2)のサービスの質の達成状況ですけれども、先ほど機構の資料2には全ての項目に
ついて記載されていたのですけれども、こちらのほうではちょっとそこから大きなものと
考えられるものをピックアップしまして載せております。稼働率につきまして、100%
であった。それから、ヘルプデスクの利用者アンケートについては、平成28年度、平成
29年度ともに目標を達成している。しかも、平成29年度については、平成28年度を
上回る結果であったとなっております。それから、重大障害についてはゼロ件であった。
それから、サービスレベルアグリーメントも締結しているということで、ここに載せてい

るものに限らず、全ての項目を達成していたという状況でございます。

それから、民間事業者からの改善提案ということで、利便性向上の観点からの提案や、セキュリティ対策強化の観点からの提案もあったということです。

(3)にまいりまして、実施経費ですが、先ほどのご説明にもありましたとおり、91万円ほど、約6.1%の削減が達成されております。

次に、(4)評価のまとめにまいります。評価のまとめとしまして、民間事業者の改善提案により、利便性の向上、セキュリティ対策の強化がなされるなど、民間事業者のノウハウや創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価され、また実施経費につきましても、一定の効果があったものと評価されますので、全て達成されたと評価できると思われまます。

それから、(5)の今後の方針のところなんですけれども、次の資料B-2の市場化テスト終了基準及び新プロセス移行基準チェック表というものがありまして、こちらをチェックした上で(5)の今後の方針のところを書かせていただいたのですけれども、その資料B-2の議論のポイントのほうで①から⑤までの基準がありまして、その全てについて、適否については適している、合格であったということで、今後の方針のところの①から⑤までについても、そこに対応して達成されていたということです。

①は、業務改善指示や法令違反がなかった。それから②ですけれども、外部有識者で構成された契約監視委員会がありますので、そちらで今後はチェックを受けることができます。それから③ですが、入札においては、3者応札であり、競争性が確保された。1者から3者へ改善された。それから④、確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成していた。それから⑤、経費削減において、従来経費からの削減率6.1%の効果を上げていたということで、①から⑤までの基準を全て達成しております。

以上のことから、本事業については、指針Ⅱ. 1. (1)の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

また、市場化テスト終了後の事業実施については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることにはなりますが、これまでの審議を通じて厳しくチェックされてきたこの公共サービスの質や実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国立青少年教育振興機構がみずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めることとしたいということで、審議をお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

全体に非常に良好で、終了プロセスということでもいいと思うんですけども、ちょっと私は細かいところで気になったのが、3者応札だということなんですけれども、1者は予定価格を超過してしまっていますから、その他の2者で価格を入れて決まったということなんですけれども、これは今後も複数の応札が見込めるかということの一つの参考になるのかならないのかあれですけども、この3者の価格の開きといいますか、結構競っていたのか、意外とガーッと差がついてしまっていたのかというところがちょっと気になりまして、落としたところ以外は相当差があったとすれば、次回もまた参加してくるか、かなり疑問だなという感じもあると思うんです。だから、細かい数字は結構ですから、感触として、結構いい競争状況であったのか、意外と競争にはなっていなかったということではないのかということをおそらく確認させていただきたいなと思います。

○山川課長補佐 回答させていただきます。資料B-4をごらんください。こちらの上段のほうに契約状況というのがございます。今回の契約が一番右の平成28年度から平成30年度ということで、落札率が●%となっております。今回、それ以外に2者応札していて、うち1者が予定価格の範囲を超えていたということで、この1者についてはちょっと開きがございます。ただ、予定価格の範囲内に達している2者につきましては、全体の額、総額からすれば、それほど大きな開きではございません。

○石堂主査 わかりました。

○早津専門委員 済みません。

○石堂主査 どうぞ。

○早津専門委員 先ほどお話の中でちょっとあったかと思うんですけども、質問があればというような流れで、一番功を奏した対策が何だったのか、教えていただければ。

○山川課長補佐 こちらも資料B-4をごらんいただきたいのですが、こちらの下段に競争性改善のための取り組み状況という形でご報告させていただいている部分がございます。先ほどご説明させていただきましたが、前回の契約の後に、一番下のところに、入札不参加に対するヒアリング状況及び結果というのがございます。この中で、業務の準備期間が2カ月以上必要というご意見がございました。これまでは1カ月強ぐらいしか確保していなかったんですけども、これを踏まえて2カ月強確保したということで、応札業者のほ

うも準備の計画が立てやすくなったということが一つあるかと思えます。それとあと、この下に書かせていただいた各種資料の情報開示を積極的に行ったということ、それと評価基準の具体化です。それとあと、これまでは、こちらの上段の過去2回の契約をごらんいただくと、全て単年度契約をしていたのですが、今回は複数年契約、3年契約ということで、応札業者のほうも人を確保するという意味で計画も立てやすかったのかなと考えております。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本日の審議を踏まえ、終了プロセスに移行するというので、監理委員会に報告させていただきます。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

(国立青少年教育振興機構退室、国土交通省入室)

○石堂主査 それでは、国土交通省の空港有害鳥類防除業務の事業評価（案）について審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、国土交通省航空局交通管制部運用課工藤課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○工藤課長 国土交通省航空局交通管制部運用課長の工藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私からは、本件概論について触れさせていただきます、詳細部分については、運用課で運用調整官を務めております荒上よりご説明させていただきます。

まず、お手元の資料C-2、パワーポイントの1枚紙をごらんください。この有害鳥類防除業務の簡単なご説明でございます。航空機と鳥の衝突、いわゆるバードストライクを防止し、航空機の運航の安全を確保するため、専従要員を空港に配置し、銃器等の防除機器を用いた威嚇作業や、鳥類の動静把握を実施しております。このいわゆるバードパトロール（定期巡回）という方式で実施しておりますけれども、これを実施していない空港に比べて、鳥と航空機の衝突率が半分程度になっておりまして、この業務実施の効果があるものと考えております。

この業務について、国が管理している空港のうち、現在15の空港に導入しております。

この右下の図でございます。平成26年度からは仙台空港を、そして平成28年度から、今回実施状況をご報告させていただきます熊本、宮崎、鹿児島及び那覇の南九州の空港において市場化テストを導入したところでございます。

次に、実施状況の報告でございますが、これは資料3のほうにまとめてございます。後ほど荒上からご説明させていただきますが、私からも概略をご説明したいと思いますが、確保すべき質の達成状況及び水準については、いずれも適切であったと評価しております。受託事業者の創意工夫につきましても、適宜実施されていたところでございます。

実施経費の状況についてでございますが、これはめくっていただいて3枚目の5項のところでございますけれども、契約金額についても、年間で約360万円、3年間で1,080万円程度の削減効果があったところでございます。

また、鹿児島空港のみではありますけれども、2者応札となったところでございまして、この点は評価できると考えております。

銃器を取り扱う特殊な業務であることから、鹿児島空港以外においては1者応札が続いております。今後も、この業務の宣伝活動を行って、新規参入の促進を図っていく必要があると考えております。

宣伝活動についてですが、鹿児島で2者応札になった点を踏まえまして、空港にてほかの業務を実施している事業者への宣伝などを強化していきたいと考えております。なお、熊本空港についてですけれども、平成32年度から空港運営の民間委託が予定されております。そのことから、平成32年度以降、市場化テストの対象外として、単年度の一般競争入札の実施をしたいと考えているところでございます。

それでは、引き続きまして荒上のほうから説明させていただきます。

○荒上運用調整官 運用課の荒上と申します。よろしく願いいたします。私のほうから、資料3に沿って概要を説明させていただきたいと思っております。では、資料3をごらんください。

1. として、業務の概要は、今課長の工藤から申し上げた内容ですので、省略させていただきます。

業務の受注期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3カ年となっております。

受注業者は、それぞれ航空保安協会が受注しています。

受注の経緯は、こちらのとおりでございます。

今回実施状況の評価期間としまして、平成28年4月1日から平成30年3月31日、この2カ年について評価を行わせていただきました。

では次のページをお願いいたします。まず、確保すべき質の達成状況ですけれども、信頼性の確保ということで、年度ごとの鳥衝突率、これは離着陸1万回当たりの鳥衝突回数ですけれども、それがバードパトロールを導入していない空港における過去5年間の衝突率の平均値を超えないといったところを目標としています。これについては、こちらの表にございますとおり、それぞれ目標を達成しております。

2番目としまして、作業の安全性に係る品質の確保でございます。こちらのほうは、防除業務の不備に起因した、こちらに書いてございます以下の事態を発生させないこと。例えば、防除業務の不備に起因した航空機の運航への影響を及ぼす事態。あるいは人の死傷、物件の損傷、火災の発生。それから関係法令の規定に基づき、警察官に届け出が必要な事態。これは具体的には、銃を亡失したとか、誤発射したとか、そういったものが警察への届け出が必要な事態でございます。そういったことを引き起こさないこと。そして最後は、火薬類についても同様のことが発生しないことといったところを品質の確保として掲げております。これらにつきましては、4つの空港とも平成28年度、平成29年度、いずれも発生はしておりません。

以上により、評価といたしましては、各空港において実施要項に定められた要求水準を満たしており、適切に業務が実施されていると考えてございます。

3番目としまして、業務において確保すべき水準及び実施状況です。確保すべき水準として、まず一つは定期巡回。指定された防除業務を実施して、空港の中を、滑走路の周りを回って、航空機と鳥の衝突を未然に防止すると、定期的に巡回しております。一つはまずその作業がございます。それからもう一つは、臨時出動ということで、パイロットや管制官からの「鳥がいます。追い払ってください」といった要請に基づいて出動する。このような対応をしております。

それら定期巡回及び臨時出動について、こちらの下の方の表にまとめてございます。月によって回数が違いますけれども、年間の中で鳥の出現の傾向が変化いたします。それに応じてこの巡回の回数も変えております。そういったところでこの回数の差ができております。

次のページには、臨時出動の回数を書かせていただいています。こちらでも空港ごとに特色がありまして、空港ごとに多い少ないというのが実際には発生してございます。これら

についても、評価といたしましては、要求水準を満たしていると考えております。

それから、4. といたしまして、受託事業者の創意工夫あるいは改善事項という提案についてまとめさせていただきました。例えば、まず最初に、定時巡回終了後の鳥類出現状況速報。これは、事業者が滑走路のどのあたりにどのような種類の鳥がいたかというのを記録して、そういう統計もとっている。これらは運航者、航空会社へも情報提供させていただいています。そのような提案をしていただいております。それから、銃器使用時のダブルチェック、作業員同士で声がけをして安全を確保する。あるいは、その次にごさいます草刈り時期の提言とか、関係会議、連絡協議会への積極的な関与、このような提案もございました。

そのほか、業務実施体制につきましても、異常時における非番職員の緊急招集体制を確保しますとか、あと爆音器を増設してはどうですかといった提案もございました。

そのほかにも、研修訓練体制ということで、独自資料の編集であったり、あるいは鳥の専門家に来ていただきまして作業員の方が研修を受けると、そのような提案もあったところでございます。

以上が創意工夫あるいは改善事項として提案があったものでございます。

最後、5番目としまして、実施経費の状況ですが、先ほど課長の工藤から申し上げましたとおり、こちらのほうでちょっとまとめさせていただきました。平成27年度、一番上のところですが、平成27年度まではこの4つの空港を一括の契約でやっておりましたので、今回空港ごとに分けて契約しましたが、それらをちょっと比較対照できるように計算し直して、こちらの表にまとめています。差額としましては360万円前後、トータルでは1,080万円、削減率としては3.5%の減となっております。

最後のページにまいりまして、競争入札の応札者数ですが、鹿児島のみ平成28年度に2者応札になりました。そのほかの空港におきましては残念ながら1者応札となっております。

5. 3. 実施経費に対する評価としまして、こちらに書いてございますが、1カ年ベースで360万円の経費の減、3.5%の削減効果があったと考えております。3カ年では1,080万円です。この部分では市場化テスト導入による経費削減効果があったのではと考えてございます。

また、市場化テスト導入により、幅広い参入を促すため、今回、空港ごとに契約を分けたこと、それから複数業者で入札参加グループを結成して入札を可能としたこと、あるいは

は3年間の複数年契約、あとは契約スケジュールの前倒し、このような改善を行ってまいりました。そのほかにも、現地空港におけるセミナーを開催した結果、鹿児島のみですけれども、2者応札となったことが評価できると考えております。

最後、総括ですけれども、業務の実施状況、達成すべきサービスの質においては、実施要項で設定した項目は全て要求水準を満たしておりますので、業務の実施状況は良好であったと考えてございます。また、1空港のみですけれども、2者応札となったことが経費の節減効果にもつながったものと考えております。応札者数に関しましては、銃器を取り扱うという特殊な業務であるため、引き続き宣伝活動を行いまして、新規参入の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上により、部分的な効果は認められるものの、現時点で市場化テストの導入効果が全体を通してあったかどうかというのは非常に判断が難しゅうございますので、引き続き継続して導入効果を見守っていきたいと考えております。

最後に、熊本空港につきましては、先ほども課長のほうから申し上げたとおり、平成32年度以降、民間のほう、いわゆるコンセッション化が導入されます。そのような計画がありますので、平成31年度につきましては、国土交通省みずから単年契約で、これまでにいろいろなご指導いただきました事項を踏まえた上で、一般競争入札で契約をさせていただきたいと考えております。そのほかの3つの空港につきましては、市場化テストを継続して実施していきたいと考えてございます。

以上、早口でしたが、説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、総務省より総務省評価（案）についてご説明させていただきます。お手元の資料C-1をごらんください。

まずI、事業の概要等につきまして、国土交通省から説明がありました部分は省略させていただきます、一番下の選定の経緯からご説明させていただきます。

本事業は、特定の財団法人による1者応札が継続し、自主選定され、平成26年度に仙台空港で市場化テストを開始、平成28年度から本契約である熊本・宮崎・鹿児島・那覇空港において市場化テストを実施することとなりました。仙台空港は、契約期間中に空港運営の民営委託が決定し、市場化テスト対象外となったため、事業としましては、今回が

初めての評価となります。

ページをめくっていただきまして、次にⅡ、評価についてご説明いたします。結論から申しますと、競争性の確保という点に課題が認められ、改善が必要であることから、市場化テストを継続することが適当であると考えます。

国土交通省から提出された平成28年4月から平成30年3月までの実施状況報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費についてご説明いたします。

サービスの質の評価に関しまして、2の(2)の表をごらんください。まず1つ目の信頼性の確保の設定である航空機と鳥の衝突率が10.9件を超えないことに対して、平成28年度、平成29年度とも、全空港で目標値を達成し、信頼性の質は確保されました。

2つ目の作業の安全性に係る品質の確保の設定である防除業務の不備に起因した事態を発生させないことに対しても、全項目において全空港で発生ゼロ件であり、作業の安全性に係る質も確保されました。

3ページ目の民間事業者からの改善提案につきましては、定期巡回後に鳥類出現状況速報を作成し、空港管理者等へ提供したり、出現する鳥の状況に応じた草刈り時期の提言、また連絡協議会への助言、積極的な提言や関与がありました。また、銃器使用時のダブルチェック等、銃を扱う業務として、安全対策の改善提案があり、業務の質に貢献できたとも評価します。

(3) 実施経費につきまして、現在、空港ごとの3年契約のため、従前経費の4空港一括の単年度契約と比較するため、4空港の合計契約額を算出し、その単年度で比較しております。従前経費と比較して、削減率が3.5%、年360万円が削減され、効果的な業務が実施されたものと評価します。

(4) 選定の際の課題に対する改善についてですが、市場化テスト導入後において複数年契約や空港単位の契約に変更する取り組みを行ったものの、依然として特定の財団法人による応札が継続し、3空港においては1者応札に至り、競争性の確保において課題が残る結果となっております。

(5) 評価のまとめとしまして、経費削減効果について、単年度でマイナス360万円、削減率3.5%が認められ、確保されるべき質の目標は、平成28年度、平成29年度の2カ年とも全て目標を達成していると評価できます。

また、民間事業者の積極的な提言や創意工夫が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

一方、入札において、市場化テスト導入後も特定の財団法人による応札が継続し、鹿児島空港は2者応札になり、部分的な効果は認められるものの、ほか3空港では1者応札に至り、依然として競争性の確保において課題が残る結果となっております。

(6) 今後の方針としまして、銃器を取り扱う特殊な業務であるため、引き続き宣伝活動を行い、新規参入の促進に努める等、1者応札の課題に検討を加えた上で、次期事業においても市場化テストを実施する必要があるものと考えます。

なお、熊本空港については、平成32年度に空港運営の民営委託が予定されていることから、今期をもって市場化テスト対象外とさせていただき、平成31年度の単年度においては、国土交通省みずからが一般競争入札を行い、これまで官民競争入札等監理委員会において厳しくチェックされてきた事項を踏まえた上で事業を実施していく予定です。したがって、次期事業は、宮崎、鹿児島、那覇空港の3空港で市場化テストを実施していくこととしたいと考えております。

以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価(案)について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○井熊副主査 ご説明、ありがとうございます。説明会についてちょっとお聞きしたいんですけども、大阪航空局セミナーというのが書いてあって、これは幾つかあるのですが、これは各空港で個別にやるのではなくて、大阪航空局セミナーで一括してやったということなのかどうかということがまず一つです。

それから、現地説明会を行ったのは鹿児島空港だけなのかということ。あと、鹿児島空港で説明会に参加した1者はどこだったのかと。

あともう一つは、説明会参加者数より仕様書取得者数のほうが少ないんですよね。普通は逆で、仕様書取得者数のほうが説明会参加者数より多いのが普通なのかと思っています。んですけども、以上の点について教えていただければと思います。

○工藤課長 それでは、私から順を追ってご説明いたします。

まず大阪航空局セミナーでございますが、これは大阪にあります大阪航空局で1回、1カ所で行っております。

○井熊副主査 各4空港の案件をまとめてですか。

○工藤課長 4空港の案件をまとめて、1カ所です。

○荒上運用調整官 また、研修ではないですけれども、大阪航空局、谷町四丁目の庁舎に集まっただいて、そちらの会議室で、鳥防除というのはこのような業務ですといったことを説明させていただいたというものです。

○工藤課長 次に現地説明会ですけれども、資料3の表のとおり、実施したのは鹿児島での現地説明会のみでございます。現地説明会は、要望があったときに開催するということになっておりまして、この4空港の案件の中で、鹿児島空港において現地説明会を行ってくださいという要請があったので開催したと。ほかの空港では、逆にそういう要請はなかったということです。

現地説明会に参加した事業者は1者ですけれども、この赤字で書いておりますA社という会社でございます。

あと4番目の件ですけれども、大阪航空局セミナーには4者が参加しておりまして、この契約の主体が大阪航空局でございますので、そこで一括して入札公告を出してやるものですから、そこから先はどういう事業者が来たかというのは推測でしかありませんけれども、このセミナーに参加した4者を中心として、おそらく入札公告をごらんになって、大阪航空局に取りにいかれたのではないかと思います。

○井熊副主査 そうすると、大阪航空局でのセミナーというのは、各空港の入札に対する説明会としての機能を十分果たしていないのではないかなという感じがします。それで、現地の説明会を行った鹿児島空港では2者応札が実現し、落札率などもほかよりも突出しているわけですから、やはり現地での説明会が行われるようなたてつけをつくっていくということが、まず実績ベースで必要なのではないかなと思います。

あともう一つは、不参加に関するヒアリングの状況ということですが、これに関しても、任意提出のアンケートというのがちょっと引きぎみかなと。もう少し、こちらから出向いてヒアリングをすとか、そのようなことを含めて、積極的に意見を聞いていくということが必要なのではないかなと思います。

以上です。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○早津専門委員 先ほど特殊な業務なのでなかなか参入が難しいのではないかというお話があったかと思うんですけれども、この鹿児島空港で入られたA社というのはどういう業種の会社なんでしょうか。

○工藤課長 空港業務を請け負っている会社でございます。そういうことで、このC-3

の表の中の赤いところの上から3番目に、要件として、定期便の就航する空港等の制限区域内において、役務の提供等に関する業務経験を有することというのを入札参加資格に定めていますけれども、この事業者はまさにそういう空港業務のことをなさっているのも、そういうことについての資格は満たしているし、また当然空港のことをよくご存じだということなんです。

○早津専門委員 ありがとうございます。

あと、今後の方針で「引き続き宣伝活動を行い」という記載があったのですが、これは今までやってきた宣伝活動とはまた違う新たなものを予定されているのであれば、教えていただきたいんですけども。

○荒上運用調整官 まずセミナーと、それから今おっしゃっていただきましたが、現地での説明会といったものは、継続して実施していきたいと考えております。また、今お話がありましたので、また別の空港とか、そういったところも含めて、ちょっと今後、議論、検討をさせていただきたい。いずれにしても、これは継続してやっていかなければいけないとは認識しております。内容的には、今のところまだ、特に変えようとは考えてございません。

○石堂主査 よろしいですか。

国土交通省のご説明と、それから総務省の説明の中で、ちょっとニュアンスが違うかなと思うのは、1者応札が継続しているから問題だという問題意識は一緒なんですけれども、総務省のほうの資料の中で、特定の財団法人による1者応札が継続しているという表現があります。国土交通省としては、1者応札の問題というのに、いわばさらに加えて、特定の財団法人による1者応札が続いているということは、さらに問題であるという意識はあるのか、ないのかという、そこはいかがですか。

○工藤課長 私どもとしては、その能力があって、かつ総合評価ですから、コストパフォーマンスの割り算で落札の要件を満たすところであれば、どこでもいいということでございますので……。

○石堂主査 ですから、その理解というのは、公益財団改革で、特にこれは一般財団ですから、もう純民間というか、そういう存在の一つだと見ているという意味ですね。

○工藤課長 そうです。もう、先生がおっしゃるとおり、かつての国土交通省の所管するところの財団ではなくて、内閣府なりの準則主義で設立されるいわば民間財団ですので、私どもとしては……。

○石堂主査 何ら区別はしないということですね。

○工藤課長 はい。

○石堂主査 わかりました。

それから、これは私も今までもこの案件を見ていてちょっと気がつかなかったのですが、信頼性の確保のところ、年度ごとの鳥の衝突率の話があって、10.9件を超えないこと。その意味というのは、バードパトロール非導入空港の過去5年間の平均値だということになっているのですけれども、これは実際には空港の立地とかで、鳥が非常に多い空港、少ない空港とあるのではないかという気がするんです。そうすると、バードパトロールをやっていないところもたくさんあるのでしょうかけれども、その平均値5年間というのではなくて、それぞれの空港のバードパトロール導入前の実績を基準にして考えるべきではないのかと。いろいろな空港を平均する数字というのにはいわば意味はないのではないかという気がちらっとするのですけれども、その辺は、あるいは空港でも、鳥が非常に多い年度とそうでない年で変化があるとか、そんな事情で平均値に頼らざるを得ないということがあるのか、ちょっと気になったんですけれども。

○工藤課長 大変一般論の話になりますけれども、このC-2の横長の表の中で、バードパトロールをそもそも導入した時期が非常に古いものについて、なかなかデータがそろっていないという実情があると思います。また、空港も、拡張事業なり、滑走路が増えたり、空港のパフォーマンスというんですか、その形状とか立地も若干変わったりしていることからすると、同一の尺度で一つの空港の中ではかっていくといっても、今のところちょっとなかなかアイデアが浮かばないんですけれども、先生ご指摘のところは、まさにどうやってこの業務の改善効果といいますか、パフォーマンスをはかるかという非常に重要なご指摘だと思いますので、ちょっと頭をひねりたいと思っております。

○石堂主査 ここの信頼性の確保のところ、小さい表があって、この平成28年度と平成29年度を見ていくと、件数の多い1位、2位というのは宮崎と熊本で、数字は違いますが、同じなんですね。3、4は、ちょっと順位が逆転していますけれども、やっぱり3、4は3、4なんですよ。だから、何となく空港の特性があって、今おっしゃるように、何か大幅に条件が変わるときには考えるべきだろうとは思いますが、ここもそうではないかなという感じで、ちょっとご検討いただければありがたいと思います。

○工藤課長 そうですね。はい。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本事業評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 先程、鳥の衝突率につきましてお話がありましたが、昨年、実施要項審議をさせていただいた松山空港を含む5空港に関しては、空港ごとに鳥の衝突率の目標値が違ったと思われませんが、確認させてください。

○石堂主査 そうですか。はい。それでよろしいですか。

○事務局 国土交通省での認識はどのようになっていますか。

○荒上運用調整官 こちらもちょっと確認させていただきたいと思います。

○石堂主査 では、確認して、後で知らせていただくということで。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでといたしまして、本日の審議を踏まえ、市場化テストを継続するというので、監理委員会に報告させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省退室）

— 了 —